

令和 7 年 3 月 2 1 日
総合教育政策局長決定

1 趣旨

消費者基本法及び消費者基本計画（平成 22 年 3 月閣議決定）において、国は「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」必要があるとされ、平成 24 年 8 月に「消費者教育の推進に関する法律」が成立し、基本理念において「消費者教育を推進する多様な主体の連携を確保しつつ、効果的に行うこと」が定められた。また、令和 5 年 3 月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」においても、行政、民間、消費者、事業者等の幅広い主体が連携を図り、効果的・実践的に消費者教育を推進することが求められている。

更に、令和 3 年 6 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050 年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定する等、国民の環境等に対する取組への協力や理解が前提であることが示されたところである。

これらを踏まえ、持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育を推進するため、各地域における取組の支援や普及啓発等を行う。

2 委託先

消費者教育に関する知見を有する法人格を有する団体、もしくは実行委員会、協議会やコンソーシアム等の任意団体

ただし、任意団体については、次の全ての要件を満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④団体活動の本拠としての事務所を有すること

また、上記機関においては、コンソーシアム方式による応募も可とするが、コンソーシアム方式においては、文部科学省との契約締結は代表となるいずれかの機関と直接行うこととなるため、實際上代表機関から従たる構成機関へ委託費が支出される場合は、代表機関と構成機関との関係は通常の再委託又は請負関係となることに留意すること。

3 委託内容

（1）消費者教育連携・協働推進全国協議会の実施

消費者教育や環境教育に携わる地方公共団体の担当者、当該関係者並びに大学（学部、大学院及び短期大学）、高等専門学校及び専門学校（以下、「大学等」と言う。）やNPO及び企業等の関係者の参画によるフェスタを開催し、実践的な

消費者教育に関するノウハウを共有し、今後の消費者教育等についての取組の促進を図るため、フェスタの企画・運營業務全般を行う。

(2) 成年年齢引き下げ等を踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築

教育委員会、消費者行政部局、大学等、公民館、企業、消費者団体、NPO等、地域の関係者により、若年者に対する効果的な消費者教育に取り組むための連携・協働体制の実践モデルを構築する。

4 委託期間

本事業の実施期間は、委託を受けた日から当該年度の3月11日までとする。

5 委託手続

- (1) 委託先が上記3の委託を受けようとするときは、実施計画書を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、上記5(1)により提出された実施計画書の内容を検証し、内容が適当であると認めた場合、当該委託先に対し本事業の実施を委託する。

6 事業完了の報告

- (1) 委託を受けた委託先は、事業が終了したとき(契約を解除したときを含む)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、事業が終了した日から10日以内もしくは契約満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記6(1)で定める委託業務完了報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

7 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は上記6に基づき提出された委託業務完了報告書について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に通知するものとする。
- (2) 上記7(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

8 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で本事業に要する経費(諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。
- (2) 委託費は、上記7(1)による額の確定通知後、委託先の請求に基づき支出する。
- (3) 委託事業の実施にあたり、文部科学省が事業完了前に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、委託費の全部または一部を、委託先の請求に基づき概算払することができる。

- (4) 預貯金により生じた利息については、当該事業を遂行するために必要な経費に充当することとする。
- (5) 委託先においては適切に監査を行い、委託費の適正な執行に努めること。
- (6) 文部科学省は、委託先が本委託要綱等に違反したとき、または本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。
- (7) 委託先は、本事業の計画を変更する場合、または所要経費の費目間流用をする場合は文部科学省に計画変更承認申請書を提出し、その承認を受けることとする。ただし、委託費総額の20%以内の変更をする場合を除く。
- (8) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び本事業の継続が不可能になった場合等は速やかに文部科学省へ連絡し指示を受けることとする。

9 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、委託事業の一部を再委託することができる。委託先が再委託を行う場合は、文部科学省と委託先との委託契約の事務手続き等に準じて、再委託先との間で同様の手続きをとることとする。
- (2) 委託先は、事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、再委託金額を記載した事業計画書等を文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする（ただし、軽微な変更の場合を除く）。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。
- (4) 委託先は、事業を再委託する場合、再委託した事業に伴う第三者の行為について、文部科学省に対して全ての責任を負うものとする。

10 著作権

- (1) 委託先は、本事業により発生した著作権がある場合には、原則として、本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させる。
- (2) 上記10(1)の規定にかかわらず、本事業の成果を広く普及・活用させるために文部科学省が必要と認めたときは、委託先及びその他教育機関等が無償で使用することを許諾するものとする。

11 書類の保存

委託先は、委託費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省からの請求があったときには速やかに提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本事業を実施した翌年度から5年間整理保存することとする。

12 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施にあたり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 事業の実施に関して生じた損害は、委託先の負担とする。ただし、委託先の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。
- (6) 委託先は、事業の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (7) 委託先は、事業の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うほか、契約書等で定める事項を順守するものとする。
- (8) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。